

狛教教社発第 000707 号

令和 7 年 2 月 28 日



狛江市監査委員
栗山 博行 様
石川 和広 様

狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子
(公 印 省 略)

指定管理者監査の結果に基づく措置について(報告)

令和7年1月20日付け狛監委発第 000077 号「令和6年度指定管理者監査報告書」「第7
監査の結果」により述べられた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別
紙のとおり報告します。

狛江市スポーツ協会・TAC 共同事業体

1. 経理規程の整備について

資料提出された経理規程を確認したところ、監査人及び経理責任者が規定されていなかった。経理業務を正確かつ適正に行うため、各々が担うべき職責や職務範囲等を加えた経理規程の整備等を検討していただきたい。

報告

経理責任者については明記いたします。基本的には、他の地方公共団体の指定管理者経理規程と足並みを揃えた形で業務を進めておりますが、今後も経理業務の改善に努めてまいります。

2. 財務諸表の整備について

備品と消耗品の区分等を規定した経理規程を整備し、「狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書」第 20 条に基づくサービス向上のための改造等、また、第 23 条に基づく備品の購入・調達を行った場合は、これらの支出が詳細に記録され、分類された財務諸表の整備等を検討していただきたい。

報告

各種台帳の整備等について検討してまいります。

教育部社会教育課

1. 財務諸表の確認について

指定管理者が行う、「狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書」第 20 条に基づくサービス向上のための改造等及び第 23 条に基づく備品の購入・調達については、主管課である社会教育課においても、財務諸表を適宜確認いただきたい。

報告

各種台帳の整備等について検討がされるため、その整備状況等について注視し、物品等が適切に管理されるよう適宜確認いたします。